

入札説明書

水沼・桐生地区獣害防護柵点検業務委託（R5 明許）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日：令和 6 年 8 月 22 日

2. 契約担当官等

（1）入札執行官

分任支出負担行為担当官 群馬森林管理署長 野畠直城

（2）契約担当官

分任支出負担行為担当官 群馬森林管理署長 野畠直城

3. 事業の概要

（1）事業名 水沼・桐生地区獣害防護柵点検業務委託（R5 明許）

（2）事業内容 獣害防護柵点検・修理 延べ点検距離 82.533 km

（3）事業場所 群馬県桐生市黒保根町宿廻字廣萱国有林 401 ろ林小班外

（4）履行期間 契約締結の日の翌日から令和 7 年 3 月 7 日まで

4. 入札の方法

本件の入札は、電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

5. 入札参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

（1）法人又は複数の法人の連合体であること。

（2）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

また、予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

（3）令和 5・6・7 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（その他）」において、「関東・甲信越」の競争参加資格を有する者であること。

（4）複数の法人の連合体として入札に参加する場合は、当該連合体の構成員の全てが全省庁統一資格を有するとともに、構成員の全てが署名、押印した代表者選出届を添えて 5(2) の申請を行い、これらの構成員がこの公告に係る発注案件に対して単体法人として入札を行わないこと。

（5）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成 30 年 11 月 26 日）9(2) に規定する手続をした者を除く。）

でないこと。

(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 10 年 1 月 14 日付け 9 林野政第 890 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが連合体の代表者以外の構成員である場合を除く）。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社と子会社の関係にある場合

（イ）親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）若しくは森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）等に基づき設立された法人等であって、上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 本事業の実行体制

次の①に該当する管理技術者及び、②に該当する現場技術員を配置できること。なお、申請時に管理技術者及び現場技術員が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。また、現場技術員においては事業の規模に応じて複数人の配置が可能なものとする。

① 管理技術者

林業経営部門又は森林環境部門の専門的知識及び技術を有し、次の各号のいずれかに該当するもの。

（ア）大学卒であって、卒業後林業経営部門又は森林環境部門の職務に従事した期間が 13 年以上ある者。

（イ）専門学校卒であって、卒業後林業経営部門又は森林環境部門の職務に従事した期間が 17 年以上ある者。

（ウ）高等学校卒であって、卒業後林業経営部門又は森林環境部門の職務に従事した期間が 20 年以上ある者。

② 現場技術員

林業経営部門若しくは森林環境部門の職務に従事した期間が3年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有する者。

(10) 以下に定める社会保険等への加入

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(11) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取組を含む）。

注：当該通知に係る解説資料（農林水産業・食品作業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料）は林野庁ホームページ（<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>）に掲載のものを確認すること。

6. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び確認資料を提出し、分任支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、5(3)に掲げる全省統一の一般競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書及び確認資料を提出することができる。この場合において、5(1)から(2)及び(5)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、入札の時において5(3)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、入札締め切りの時までに5(3)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを分任支出負担行為担当官等に示さなければならない。なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 提出方法

① 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システムでPDFファイル形式により送信すること。

② 紙入札方式により参加する場合

以下の場所に持参又は郵送・託送（書留等配達記録の残るものに限る）すること。

受付場所：〒371-8508

群馬県前橋市岩神町4-16-25

群馬森林管理署 総務グループ

電話：027-210-1203

(3) 提出期間

① 電子調達システムにより参加する場合

令和6年8月23日午前9時00分から令和6年9月5日午後4時00分まで（ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。）

② 紙入札方式により参加する場合

令和6年8月23日午前9時00分から令和6年9月5日午後4時00分まで（ただし、閉庁

期間を除く。なお、郵送の場合は期限内必着とする。)

(4) (3)の期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は分任支出負担行為担当官が競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加することができない。なお、競争参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については、令和6年9月9日までに通知する（電子入札システムで参加する場合は、電子調達システムにより、紙入札方式で参加する場合は、郵送により通知する。）。参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(5) 競争参加確認申請書は次に従い作成し、必要な書類を添えて提出すること。

- ① 確認申請書（別紙様式資1）
- ② 全省庁統一資格の資格確認申請書の写しを提出すること。
- ③ 管理技術者（別紙様式資2）
管理技術者に必要な経歴等を記載し、証明できる書類を添付すること。
- ④ 現場技術員（別紙様式資3）
現場技術員に必要な経歴等を記載し、証明できる書類を添付すること。
- ⑤ 社会保険等の加入状況（別紙様式資4）
配置予定者の社会保険等の加入状況を記載し、加入の内容が確認できる書類を添付すること。
- ⑥ 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：林業)事業者向けチェックシート

(6) 申請書等及び確認資料作成のための説明会

申請書等及び確認資料作成のための説明会については実施しない。

(7) 競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時まで期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止を受けた場合、当該者は競争参加資格がないものとする。

(8) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては実施しない。

(9) その他

- ① 申請書等及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等及び確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の事業管理責任者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

7. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：令和6年9月19日午後4時。（土曜日、日曜日及び祝日の行政機関の休日及び正午から午後1時までを除く。）なお、郵送の場合は、書留郵便により提出期限最終日までに到着したもののみ有効とする。

イ 提出場所： 6(2)②の受付場所と同じ。

ウ 提出方法： 書面の持参又は郵送による。電送等によるものは受け付けない。

- (2) 支出負担行為担当官等は、説明を求められたときは、令和6年9月26日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8. 入札手続等

(1) 入札説明資料の配付または閲覧の期間及び場所

- ① 期間：令和6年8月22日から令和6年9月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
※入札日の前日まで設定すること（土日祝除く）

- ② 場所：〒371-8508

群馬県前橋市岩神町4-16-25
群馬森林管理署 総務グループ
電話 027-210-1203

(2) 入札説明書に対する質問の受付期間及び場所

- ① 入札説明書に質問がある場合は、任意の様式による質問書を持参又は郵送で提出すること。なお、電話や電子による質問は受け付けない。
- ② 期間：令和6年8月23日から令和6年9月19日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ③ 場所：6(2)②と同じ

(3) 質問に対する回答書の閲覧期間及び場所

- ① 期間：令和6年9月20日から令和6年9月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ② 場所：6(2)②と同じ

なお、群馬森林管理署ホームページから「公売・入札情報>入札説明書等に対する質問書及び回答」(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/gunma/koubai/situmon.html>)にて閲覧することもできる。

(4) 現場説明

現場説明は行わない。

9. 入札及び開札の日時、場所

(1) 入札執行の場所

群馬森林管理署 会議室

(2) 入札の日時等

- ① 電子調達システムにより参加する場合

令和6年9月25日午前4時00分から令和6年9月27日午後1時29分までに電子調達システム上で入札金額を送信すること。

- ② 紙入札方式により参加する場合

令和6年9月27日午後1時20分までに(1)の場所に入札書及び身分が証明できる書類を持参し、令和6年9月27日午後1時30分までに入札すること。また、代理人が入札する場合は、委任状を持参すること。

郵便入札も可とするが、郵便入札を行うときは、上記 6(2)②の受付場所に書留郵便又は配達証明郵便で送付するものとし、令和 6 年 9 月 26 日午後 4 時までに到着したものに限る。入札書の日付は令和 6 年 9 月 27 日とすること。ただし、開札の結果不落となった場合には、直ちに再度の入札を行うので、郵便入札する際には、再度の入札に参加できないことをあらかじめ了解の上、入札を行うこと。

(3) 開札の日時等

- ① 令和 6 年 9 月 27 日午後 1 時 30 分
- ② 開札は、競争参加者又はその代理人が立ち会い、行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせ開札を行う。

10. 入札方法等

- (1) 紙入札方式による参加の場合は、入札書を封筒に入れて封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名を記載し「9 月 27 日開札（事業名）の入札書在中」と記載する。また、郵送により提出する場合は二重封筒とし入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒には直接に提出する場合と同様に商号等を記載し、外封筒には「9 月 27 日開札（事業名）の入札書在中」と朱書して提出すること。電送による提出は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙 1）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- (4) 電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。
- (5) 電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、発注者において紙入札方式に変更する場合がある。その場合は電子調達システム又は電話にて連絡する。

11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除

12. 入札の辞退

- (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 入札執行前にあっては、入札辞退届を分任契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - ② 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札担当職員に直接提出して行う。

13. 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び関東森林管理局署等入札心得に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。
- なお、支出負担行為担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において5に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (2) 別紙1の暴力団排除に関する宣誓事項について、入札したときに宣誓したものとし、虚偽またはこれに反する行為が認められた入札は無効とする。

14. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

15. 契約書の作成等

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内に別途示す契約書（案）により、契約書を取りかわすものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、分任支出負担等位担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において分任支出負担行為担当官が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 分任支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (5) 概算払
概算払は行わない。
- (6) 前金払
前金払は行わない

16. 関連情報を入手するための照会窓口

6(2)②に同じ。

17. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等及び確認資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、6(1)の確認資料に記載した配置予定の事業管理責任者及び従事者を当該事業に配置すること。
- (4) 入札公告に係る発注案件の事業に適用される関東森林管理局署等入札心得については、6(2)

②において受領すること。なお、関東森林管理局ホームページの、「各種約款等」(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/090929-3.html>)からダウンロードすることもできる。

(5) 関東局では、令和4年度から6年度の3年間に、「シカ柵の情報の収集の仕方を検討・試行し、情報を収集・分析することにより、維持管理コストを含めたシカ柵コストの把握手法を確立すること」を目的とした技術開発課題に取り組むこととしており、本事業の受託者に対しても、点検作業の実施内容について取りまとめた調査シートの記入（1事業2箇所程度）の協力を依頼する場合があります。

別紙1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて分任契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。